

生活福祉保健委員会－3月10日

調査依頼事項に対する質疑・応答

○質疑（辻委員） まず、ふれあいの里老人福祉センターの御調町への移管に当たって2億9,000万円予算措置されていますが、この移管はどういう理由で移管をするのですか。それから移管後、この施設が十分設立趣旨に沿って活用を図られるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○答弁（高齢者福祉室長） 御調町へ移管する理由でございますけれども、御調町では全国大会の可能なグラウンドゴルフやソフトボールによるまちづくりを進めておられまして、その必要な施設の拡充、整備のために、このたび県立ふれあいの里老人福祉センターと青年の家と一体的に管理運営しております運動広場の利用の申し入れがございました。県といたしましては、運動広場のみの分割譲渡の場合、老人福祉センターや青年の家の機能が失われることとなりますので、土地を含めた施設全体を一体として町の方へ移管して多様な利用を図っていくことが、ふれあいの里の一層の振興につながるものと判断いたしました。この方針に基づきまして町と検討を重ねました結果、町は現在の機能を引き継いで、高齢者の福祉の向上と青少年の健全育成を図るということを目的とした運営を行うこととして、県はこれを条件に無償譲渡するという事で協議が整ったものでございます。

○質疑（辻委員） 今言われたように、移管条件で高齢者の福祉の向上及び青少年の健全育成、そういう設置目的に合った運営を引き継ぐというようなことです。この運営実態をこの5年間見ても、収入から支出を差し引きますと赤字経営で、15年度でも6,924万8,000円の県の持ち出し、それから14年度も7,104万8,000円の持ち出しということで、大体7,000～8,000万円近い持ち出しをこの5年間行って経営してきたというのが運営の実態です。このような状況のもとで、果たして財政力が極めて弱い町に移管して、こういう運営の改善、利用促進が図れるのかということ懸念するわけですが、その点について町から計画あるいは促進策というものをごどのように県に示してきているんですか。

○答弁（高齢者福祉室長） 移管後の町での運営等につきましては、町で今後検討委員会を立ち上げて、そこで具体的なものを決めていくということをお聞きしております。先ほど辻委員がお尋ねになりました2点目の、移管して今までの県立施設と同じような機能が維持できるのかどうかという点でございますが、これは財産の無償譲渡契約におきまして、引き続き、老人福祉センターとして使用されるよう用途指定して契約を締結する予定にしております。高齢者の福祉の向上と青少年の健全育成を目的とした設置管理条例を設置するように今、協議を進めております。また、機能を維持していく上で改修費を補助していくことにしておりますけれども、今後、町の設置管理条例、その中にその機能を明確にするよう申し入れておられまして、その内容を確認の上、補助を行うことを考えております。

○質疑（辻委員） 青年の家も同じように移管していくんですけども、ここも大体7,000万円ぐらいは赤字の運営になっているわけです。本心のところは、広島県は運営していく上で非常に赤字の経費負担がかかる、財政負担が重荷になってきているものを御調町に移管していく。県としては、財政的にも軽くしていこうという意図が見えるんですけども、本音のところはそういうことではないのでしょうか。

○答弁（高齢者福祉室長） この老人福祉センターは、宿泊機能を持ちます県内唯一の施設でございますし、高齢者の研修とか憩いの場、また、青少年との触れ合いの場として必要な県立施設であって、これまでその役割を果たしてきております。町移管後も高齢者の福祉の向上を設置目的として、高齢者の利用に配慮し、また、宿泊機能を生かして、広域的な交流が図られる県立施設と同様の機能が維持されるものでございます。さらに、このたび町が整備するグラウンドゴルフ場等と一体的に活用することによって、より広域的で多様な利用ができ、施設機能の一層の向上が図られるものと考えております。

○意見・質疑（辻委員） 広域的に活用する施設として県がこの運営を進めてこられたという中で考えると、非常に持ち出しの多い赤字の状態から抜本的に改善を図るような取り組み、あるいは施設運営をしていかないといけなかったと思うのですが、それがなかなかできなかった。つまり、県も十分に運営改善が進まない中でここまで来たと思うのです。福祉の町、御調町でしょうけれども、そこにちょうど町の方からソフトボールとグラウンドゴルフの施設も整備したいということから2億9,000万円で整備して無償譲渡するということでは、県として、広域的にこの公的な福祉施設をもっと自由に活用させるということをやらずして町に丸投げするようなやり方は容認できません。それでも譲渡だということなら、もっと本気になって、こういう計画でやって、この福祉施設が青年の家とあわせて人が集う施設になるんだというものを見せれば、無償譲渡ということにもなっていくものですが、非常に安易に重荷の施設を町に移管して、その負担を町に転嫁するような姿勢が出されてきている予算の一つだと思いますので、この予算は容認できないと申し上げておきます。

続いて、生活保護の予算で緊急生活安定給付金支給事業があります。制度を立ち上げられたのは昭和48年、要綱に定められて58年から実施され、ここ数年ですと金額は少ないんですけども、500万円ぐらいの金額で給付事業をされています。これが予算案では廃止になるということになってはいますが、これが廃止になった理由はどういうことなのか示していただきたいと思っております。

○答弁（福祉指導室長） 緊急生活安定給付金につきましては、昭和48年に創設され、その後、改定等がされて現在に至っております。その制度ができたときの背景は、その当時、一般勤労世帯の1人当たりの消費支出と保護世帯の1人当たりの平均基準額、そういったものを比べてみますと、一般世帯が100であったものに対して、保護世帯は約55%程度ということではございました。それから年数がたちまして、今

日で見ますと、この割合は 70%弱のところまで改善されてきております。私どもとしましては、制度創設当時の格差解消でありますとか、そういったことについての条件は今ではほぼ解消といいますか、大幅に緩和されているということで廃止という方向を出させていただきました。御理解のほどよろしくお願いたします。

○質疑（辻委員） 70%と一般世帯に大分近づいてきたからやめるというのは、やはり今のこの不況で生活保護世帯もふえてきている中、国も生活保護関連予算は前年に対して 15%ぐらいふやして、そういう人たちに対して支援していくという姿勢を示しているんです。これはささやかなお金です。要綱を見ても 1 世帯 2,000 円程度の給付金という形になっているんです。生活保護世帯の方々の生活実態から見ても、この制度は残して、必要な方々にはきちんとその辺の支援をするということは大事なんですけども、そういうことについてはどうですか。

○答弁（福祉指導室長） 今、委員御指摘のことをございますが、昨今の状況等を見ますと、生活保護につきましては、ここ数年間は国の基準等もほぼ 70%ぐらいまでは改定等で上がってきているようでございます。ただ最近は上がっておりません。そして、15 年度には、保護世帯の方も一定の水準均衡が図られているということもありまして、若干の給付の引き下げといったこともされております。したがって、先ほど申し上げました 70%弱ということにつきましては、一般勤労世帯との均衡という面で見れば妥当なところではないかと思っております。

○質疑（辻委員） これも、先ほどの老人福祉センターと同じですけども、非常に県の財政状況が厳しい中で、福祉の分野でも削減していくというメニューの一つとして上げられて、いろいろと理由は言われますけれども、削減していくというものではないかと思っているのでありますけれども、そういう意図はあるんですか。私のような考え方で、財政が厳しいという中での廃止ということになっているのではないのでしょうか。

○答弁（福祉指導室長） 私の理解でいきますと、財政状況が厳しい中での見直しということで、事業全般に対して必要なもの、そうでないもの等をいろいろ見直しをかけたということをございます。そういった中で、私どもの緊急生活安定給付金につきましても、もう一度検証し、見直しをさせていただいたということです。

○質疑（辻委員） トータルケア 21 推進交付金の予算措置の問題ですけども、来年度 1 億 9,500 万円、今年度が 2 億 8,500 万円と、これまた 9,000 万円程度減額で、平成 14 年度も 3 億円で、そこから見ても減額されてきているわけなんです。この制度の立ち上げのときに知事が胸を張って、広島版の全国に発信する福祉施策の大きな柱、大きなメニューだと、大きな施策だということを言われましたが、ずっと削減してきている。これは各市町村が独自でいろいろと練り出してくる福祉施策に対しての交付金ですが、それを財政面で減額してきたということはどういうことですか。

○答弁（高齢者福祉室長） トータルケア 21 推進交付金の減額の理由をございますけれども、トータルケア 21 推進交付金につきましては、従前から国庫補助事業との役割

分担の明確化というものが求められてきておりまして、これに対応するために平成16年度からは事業採択区分を明確にするための見直しを行いまして、そのことによって今回減額となったものでございます。その事業採択区分の明確化と申しますと、特に休日保育、障害児保育などの保育サービスの充実支援につきましては、国庫補助要件の緩和によりまして国庫補助事業への移行可能なものが生じたこと、また、障害児保育の一般財源化などによって、保育サービスについては市町村の実情に応じた対応が可能になったことなどからこういう減額になっております。また、高齢者福祉関係につきましては、国庫補助事業の介護予防、地域支え合い事業、こちらのメニューが充実されてきており、高齢者の配食支援サービスや緊急通報体制等の整備事業への移行可能な事業につきましては、今後、国庫補助事業で対応することとして今回減額ということになりました。

○質疑（辻委員） そうすると、この事業そのものの役割がもうほぼ達成してきたということで、さらにこの事業を充実させていくという方向よりも、むしろ縮小していくというような事業として今後進められていくということになるんですか。

○答弁（高齢者福祉室長） 国庫補助事業に移行可能な事業につきましては、国庫事業で対応することとしまして、このトータルケア21推進交付金は、市町村が実施されます先駆的で他のモデルになるような有効的な事業に特化することにしております。

○質疑（辻委員） 高齢者対策もモデル的な事業が大分いろいろと進んできているから、なかなかそういう事業をつくり出していくということも難しい状況になってきているのではないかと思います。そういう特別な先導的になるような事業へということもあるでしょうけれども、もっと活用して、市町村の福祉施策を下支えしていく制度として広めていくことが大事だと思うのです。その点ではやはりこれも厳しい財政状況の中で、選択と集中の中で削られていく事業の一つではないかと思って、こういう削減は容認できません。

最後に福祉医療についてです。乳幼児の医療費の無料化ですけれども、対象年齢を入院、通院とも就学前まで引き上げたことについては、大いに評価したいと思っております。いろいろな福祉医療全体を考えていく中で、対象年齢を引き上げたということで相当な苦労があったと思っています。その点では評価したいと思います。しかし、本会議答弁でも説明がありましたように、負担と給付の問題で無理のない程度の負担をお願いするということとあわせて、持続的な制度として成り立っていくために一部負担の導入が今回なされました。この点については、容認できない立場です。そこで、お聞きしたいのは、それだとすれば、持続可能な制度として成り立っていく上で、あくまで無料制度を堅持していくということを前提にした場合、財政的負担がどの程度までだったらこの無料制度を就学前まで進めていくことができるのか、この点はどうなんでしょうか。その財政的な面ではどのぐらいかということをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○答弁（企画管理室長） 現行のままでいけば大体5年後には年齢を伸ばさなくても福

社医療公費負担事業全体では 84 億円ぐらいになり、今年度の 1.4 倍ぐらいになると想定されます。今回の見直しによって年齢を伸ばして、一部負担を導入した場合、16 年度は 74 億円程度、15 年度の 1.2 倍程度になると想定しております。また、仮に年齢だけ伸ばして一部負担を導入しなければこれが 97 億円、1.6 倍程度になると試算したところでございます。どのくらいまでなら一部負担を入れなくて容認できるのかという点については、申しわけないですけれども想定しておりませんし、お答えできないということです。

○質疑（辻委員） 対象年齢を拡充せずに現行のままでいけば 5 年後には 1.47 倍になるんです。要するに、それ以内に抑えなければならないという発想で今回の一部負担の導入ということを進めてきたということですか。

○答弁（企画管理室長） 総額を申し上げたのは、一つの目安としてということでございます。特にその額以内ということを具体的に想定して検討しておりません。例えば中期財政見通しにおける義務的な補助金については、もう抑制して伸ばさないということをやったわけでもございませぬ。本当に今の時点で財政も成り立たないということもございませぬので、できるだけ持続安定可能な制度になるようにということを設定したものでございます。

○質疑（辻委員） そうすると、このぐらいの額だったら無料化でいってもいろいろと財政的に負担できるという根拠はないわけです。もらっている資料でいくと、推計してみたら、現行のままでいけば平成 21 年には、福祉医療全体で 90 億円ぐらいの金額が出ています。とにかくそれ以上いくと、これまた上がっていく、それでは大変だということで、とにかくどういうふうにしようかということで一部負担を導入することとなった。その一部負担の導入で大体 77 億円までになるということですか。そうすると、これはまた上がっていきますよ。一部負担のさらなる引き上げということになりはしないかと思っているんですけれども、この辺はどうなんですか。先の話で申しわけないけれども。

○答弁（企画管理室長） 一応 5 年間のシミュレーションをもとに今回想定しておりますけれども、この先がどうかと言われますと、今の経済情勢ですとかいろいろなことを考えますと想定しかねるということでございます。

○質疑（辻委員） 先の話は、そのときに議論すればいいと思いますけれども、広島県とすれば無料制度を堅持するというので、この制度を進められてきたんです。やはりそういう立場で、この制度は財政的にもっと議論を深めていく余地がまだあると思うのです。そこで、本会議の答弁にもありましたが、今の計画では障害者やひとり親家庭の方々には一部負担を 2 年間据え置いて、さらに 2 年間は半額で、5 年後に全額になるという計画です。その最大の原因、理由が市町村合併に配慮しているということですか。そうすると、なぜ乳幼児については市町村合併に配慮しないのかという疑問も少し感じたんですけれども、これはどうしてですか。どうしてこう使い分けをされているのか、この点はいかがですか。

- 答弁（企画管理室長） 本会議でも御答弁申し上げましたけれども、一つには、少子化対策というのは非常に緊急の課題だという認識を持っていること、それから、少子化対策の重点化ということを第4期実施計画にも掲げておりますように、そういう認識で第4期実施計画に掲げた施策については重点的に取り組もうということですので、乳幼児対策については平成16年度からということでございます。
- 質疑（辻委員） 少子化対策が重点だからということですが、では、障害者とひとり親家庭にこれから4年間いろいろな配慮をするというのは、合併ということだけではどうも理解ができないだけども、ほかにもいろいろと理由はあるんですか。なぜそうなのかということがよくわからないんです。
- 答弁（企画管理室長） 当然、合併の問題は、2年間、18年度からとした理由の一つでございます。また、2分の1で2年間やるというのは、これらの方々については、ある程度の質的な配慮が必要だということもございまして、この負担額でいけるのかというよりも、これでどの程度の負担になるのかということを試行期間を設けて検証していく、そういう福祉的な配慮という面を考えたものであります。
- 質疑（辻委員） 試行ということなら乳幼児と同じようにやればいいと思うのです。少子対策は重点5分野の1分野で、極めて力を入れていくという県のスタンスです。そうしたら、これまでも無料であったというこの立場をこの制度でも貫き通して、この乳幼児医療もやはり無料化するということが広島県の立場だと思うんだけど、部長、どうですか。
- 答弁（福祉保健部長） 先ほど来、担当室長から御説明させていただきましたが、今回の見直しは持続的な安定可能な制度とすると同時に、負担と給付の公平といえますか、受益と負担の公平という考えがございまして。そのような観点と、それから先ほど申し上げました少子化対策、これはどの市町村からも年齢を伸ばすということに合意といえますか、意見が多くございました。このようなことを考えますと、少子化対策につきましては、やはり一部負担金をお願いした上で来年度から早急に始めるべきものと考えておまして、その必要な予算を組んだところでございます。一方、そのほかの障害者につきましては、市町村にお聞きしましたところ、合併の中で検討したいという意見も多く出てまいりました。そういうことを考えますと、知事からも申し上げましたように、合併が済んで、そこで体制を整えてからしていただくということで2年間猶予期間を置き、さらに今の負担の金額がどのような影響を与えるのか、それを19年度に再検討して20年度から本格実施ということにしております。このようなことで、我々といしましては、やはりそこには適切な負担と受益の関係ということを考えるべきでないかということから今回の制度改正案を検討させていただくということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。
- 質疑（辻委員） これは市町村にも大きくかわる事業です。それで、もう一つ聞いておきたいと思うのは、広島県がこういう決定をすると、既に入・通院とも就学前

まで無料にしている市町があります、それから入院を無料にしているような市や町があります、こういうところとの関係は、どうなんですか。この前、要請に行った折には、県の制度に合わせるということで指導していきたいと言っておられましたけれども、そういう先行して制度の拡充を図っている市町村に対しての県のスタンスといたしますか、立場、これはどうなんですか。

○答弁（企画管理室長） 委員御指摘のように、現在、就学前まで、県よりも先行して対象年齢を拡大している市町村がございますけれども、そういったところについても、この医療費の増大ですとか、さらに厳しくなるであろう財政需要などを勘案すれば、この制度を安定的に持続可能な制度として運営していくためには、やはり受益と負担の関係の見直しについての一部負担の導入というのは、避けられないものではないかと、必要なものではないかと考えております。また、今回の見直しですが、そういった市町村については、県の補助対象額がふえるということもございしますので、他の支援の充実等を使っていただくようお願いするというスタンスでおります。

○意見・要望（辻委員） 各市町村が考えることであって、何も全部県に合わすというようなことを県としてやるべきではないと思います。各市町村がこの公費負担制度をさらに県よりも拡充するということはこれまでも進めてきたわけで、先行的に無料にしているところが、さらに助成を県よりも上乘せして無料にするということを行った場合については、あれこれ県の方から言って、県の制度に合わすというようなことをあえてすべきではないということをおきたいと思います。各市町村独自の判断でおやりになることだから、そこは大いに尊重して、この制度そのものの拡充に係る問題ですから、そういうスタンスをこの問題は兼ね備えていると思います。以上で質問を終わりますけれども、福祉医療にかかわって対象年齢を引き上げるということは本当に改めて評価いたします。しかし、有料化を導入するという点では、今後引き続き無料化を求めていきたいという点で容認することはできません。

それから、先ほど言いましたこの予算については、県民生活にかかわりのある多くの重要な予算配分がされていますけれども、障害者あるいは高齢者、子育て施策などの事業についても前年と比べると減額というものが多く見られます。そういう点で、本予算については賛成できないということを申し上げて質問を終わります。